

### 第3章 市町の基本的な施策（第17条 第23条）

本章は、第17条から第23条までの7条から成り、市町の基本的な施策として、市町による災害等に関する情報の収集等（第17条）、自主防災組織の育成（第18条）、消防団の充実強化（第19条）、市町による物資の備蓄（第20条）、避難計画の策定等（第21条）、医療救護体制の整備（第22条）、市町の業務継続計画（第23条）について規定している。

#### 【第17条（市町による災害等に関する情報の収集等）関係】

（市町による災害等に関する情報の収集等）

第17条 市町は、災害等に関する情報を災害時に住民に対して的確に提供することができるよう、災害等に関する情報の収集及び提供を行うために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

2 市町は、災害に備えて、あらかじめ、ハザードマップ（災害により住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると想定される区域、避難場所、避難経路その他の災害に関する情報を記載した地図をいう。）を作成するよう努めるとともに、その内容を住民に周知するよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、第1項で、災害等に関する情報の収集・提供を行うために必要な体制の整備を、第2項で、ハザードマップの作成及びその周知を、それぞれ市町の基本的な施策として定めたものである。

#### 【解説】

1 災害等に関する情報の収集及び提供に関しては、災害対策基本法で、国や地方公共団体、防災関係機関に努力義務が課されているため、改めて本条例においても、市町の基本的な施策の1つとして定めている。

17-1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（情報の収集及び伝達等）

第51条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

2 災害応急対策責任者は、前項の災害に関する情報の収集及び伝達に当たっては、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報をいう。）の活用に努めなければならない。

3 災害応急対策責任者は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施に努めなければならない。

2 「必要な体制」とは、情報収集については、被害状況の調査体制や被害調査の際に用

いる住民登録等各種台帳の整備体制などがあり、また、情報提供については、防災行政無線や全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用体制、災害広報の体制などがある。

- 3 ハザードマップの作成とその周知に関しては、水防法や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律においても、市町村長が警戒区域や避難場所、避難経路を住民に周知するための印刷物の配布等を行うよう定めていることから、本条例においても、市町の基本的な施策の1つとして定めている

また、平成25年6月に改正された災害対策基本法においても、市町村長に「居住者等に対する周知のための措置」が追加されている。

17-2 水防法（昭和24年法律第193号）（抄）

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置）

第15条 市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第1項の規定により浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第3号八に掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

(1) 洪水予報等（第10条第1項若しくは第2項若しくは第11条第1項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第13条第1項若しくは第2項の規定により国土交通大臣若しくは都道府県知事が通知し若しくは周知する情報をいう。以下同じ。）の伝達方法

(2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(3) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第15条の3において同じ。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第15条の4において「大規模工場等」という。）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

2 〔略〕

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第1項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の土砂災害警戒区域 同法第7条第3項に規定する事項

(2) 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域 同法第55条に規定する事項

17-3 水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）（抄）

（市町村地域防災計画において定められた事項を住民に周知させるための必要な措置）

第4条 法第15条第3項の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

(1) 浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を表示した図面に市町村地域防災計画において定められた法第15条第1項各号に掲げる事項（次のイ又はロに掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。）を記載したもの（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の土砂災害警戒区域 同法第7条第3項に規定する事項

ロ 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の津波災害警戒区域 同法第55条に規定する事項

(2) 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民がその提供を受けることができる状態に置くこと。

17-4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）（抄）

（土砂災害警戒区域）

第6条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章及び次章において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

2～6 〔略〕

（警戒避難体制の整備等）

第7条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の長。以下同じ。）は、警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による市町村地域防災計画をいう。）において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

2 〔略〕

3 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、第1項に規定する市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

17-5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第71号）（抄）

（土砂災害に関する情報の伝達方法等を住民に周知させるための必要な措置）

第5条 法第7条第3項の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を表示した図面に法第7条第3項に規定する事項を記載したもの（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

(2) 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民がその提供を受けることができる状態に置くこと。

17-6 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（抄）

（津波災害警戒区域）

第53条 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者（以下「住民等」という。）の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

2～6 〔略〕

（住民等に対する周知のための措置）

第55条 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

17-7 津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成23年国土交通省令第99号）（抄）

（津波に関する情報の伝達方法等を住民に周知させるための必要な措置）

第30条 法第55条（法第69条において準用する場合を含む。）の住民等に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

(1) 津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に法第55条に規定する事項を記載したもの（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

(2) 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

17-8 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（居住者等に対する周知のための措置）

第49条の9 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

災害対策基本法第49条の9の規定は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）により追加されたもので、同法の公布日（平成25年6月21日）から1年以内の範囲で施行される。

4 ハザードマップは、具体的に災害による被害が想定される区域や避難場所、避難経路等が図示されているため、住民の避難や二次災害による被害の低減などに大きく役立っている。防災基本計画でも、ハザードマップを情報提供の重要な手段として捉えて、その作成や活用について規定している。

第4編 風水害災害対策編

第1章 災害予防

第3節 国民の防災活動の促進

2 防災知識の普及，訓練

(1) 防災知識の普及

地方公共団体は，国，関係公共機関等の協力を得つつ，風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い，地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ・ 浸水想定区域，避難場所，避難路等水害に関する総合的な資料として，図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ，防災マップ，風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い，住民等に配布するものとする。また，中小河川や内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても，関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。更に，地下街等における浸水被害を防止するため，作成した洪水ハザードマップを地下街等の管理者へ提供する。
- ・ 土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料として，図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ，防災マップ，風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し，住民等に配布するものとする。
- ・ 高潮による危険箇所や，避難場所，避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ，風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い，住民等に配布するものとする。

上記以外にも、第2編 地震災害対策編、第3編 津波災害対策編、第4編 風水害対策編、第5編 火山災害対策編、第6編 雪害対策編にハザードマップについての記載がある。

5 ハザードマップには、洪水や内水、高潮、津波、土砂災害、火山などがあり、県内市町が作成しているハザードマップの例としては、下記のようなものがある。

- ・ 「中島川洪水情報マップ」（長崎市）
- ・ 「相浦川洪水ハザードマップ」（佐世保市）
- ・ 「本明川洪水避難地図（洪水ハザードマップ）」（諫早市）
- ・ 「志佐川洪水ハザードマップ」（松浦市）
- ・ 「佐々川洪水・内水ハザードマップ」（佐々町）
- ・ 「東彼杵町防災マップ（洪水・土砂災害ハザードマップ）」（東彼杵町）
- ・ 「川棚川洪水ハザードマップ（洪水避難地図）」（川棚町、波佐見町）

【第18条（自主防災組織の育成）関係】

（自主防災組織の育成）

第18条 市町は、自主防災組織の結成を促進し、その活動に対する支援を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、自主防災組織の育成を市町の基本的な施策として定めたものである。

【解説】

- 1 自主防災組織については、災害対策基本法で市町村長にその充実を図るよう義務付けられているため、改めて本条例においても、市町の基本的な施策の1つとして定めている。

18-1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（市町村の責務）

第5条 〔略〕

- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 〔略〕

- 2 自主防災組織に対する支援としては、例えば、財団法人自治総合センターの制度を活用して、自主防災組織が行う地域の防災活動に必要な設備の整備に関する事業に対して、助成金が交付されている。助成対象となる設備としては、携帯用無線機やメガホンなど情報連絡用の機材、はしごや担架など救出救助用の機材等がある。

【第19条（消防団の充実強化）関係】

（消防団の充実強化）

第19条 市町は、防災対策の推進を図るため、消防団の充実強化に努めるものとする。

- 2 市町は、消防団の充実強化に当たっては、消防団が水防活動に従事する場合があることに配慮するものとする。

【趣旨】

本条は、消防団の充実強化を市町の基本的な施策として定めたものである。

【解説】

- 1 人口減少や高齢化、就業構造の変化などの社会環境の変化に伴って、消防団員数は、全国的に減少傾向にあり、長崎県においても過去10年で約2千人減少している。また、充足率も約8割にとどまっている。このような状況から、消防団の充実強化がこれまで以上に求められており、本条例に規定することによって、市町の取組を後押ししようとするものである。

なお、消防団の充実強化に関しては、災害対策基本法で市町村長に消防機関の整備の努力義務が課されている。

19-1 長崎県地域防災計画・基本計画編（平成24年6月修正）（抄）

第2編 災害予防計画

第1章 地域防災体制の確立

第3節 消防団の育成・強化

1 消防団の育成・強化の必要性

消防団は、常備消防とともに地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかし、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となっている。

2 消防団の育成・強化の推進

県及び市町は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

ア 消防団員の能力活用

消防団の知識・技能等は、地域社会にとって有用なものであることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を推進し、ひいては消防団への参加、協力への環境づくりを進める。

イ 消防団への加入促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所への協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

平成23年度版消防防災年報（平成24年3月 長崎県危機管理監）を基に作成

消防団員数の推移	消防団員数
平成14年	22,733
平成15年	22,530
平成16年	22,350
平成17年	22,203
平成18年	21,763
平成19年	21,455
平成20年	21,132
平成21年	20,931
平成22年	20,854
平成23年	20,711

消防力の 充足状況	市町村消防施設整備計画実態調査 (平成21年4月1日現在)			現況調査 (平成23年4月1日現在)	
	基準数	現有数	充足率	現有数	充足率
	A	B	B / A	C	C / A
消防団	25,821名	20,927名	81.0%	20,711名	80.2%

19-2 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（市町村の責務）

第5条 〔略〕

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 〔略〕

2 消防団の日頃の活動を見ると、火災への対応が大きな割合を占めており、訓練や資機材の整備等も火災に対応するためのものが中心にならざるを得ないと思われる。しかしながら、消防団の任務には、水火災又は地震等の災害を防除することも含まれていること、県内の消防団が水防団を兼ねていることを考慮して、本条では、消防団の充実強化を図る際には、火災への対応だけでなく、水防活動にも従事することがある点を配慮するよう規定している。

19-3 消防組織法（昭和22年法律第226号）（抄）

（消防の任務）

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

## 【第20条（市町による物資の備蓄）関係】

（市町による物資の備蓄）

第20条 市町は、災害応急対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

## 【趣旨】

本条は、物資の備蓄を市町の基本的な施策として定めたものである。

## 【解説】

1 物資の備蓄については、市町村地域防災計画において定めることとなっており、本条例においても、物資の備蓄を市町の基本的な施策の1つとして規定している。

20-1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（市町村地域防災計画）

第42条 〔略〕

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 〔略〕

(2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

(3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3～7 [略]

災害対策基本法第42条の規定は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）により新第3項が追加されて7項立てとなっている。改正部分の施行は、同法の公布日（平成25年6月21日）から1年以内の範囲でなされる。

- 2 「必要な物資」とは、食糧、衣料品等の生活必需品や消火薬剤、材木、セメント、水道管等の災害応急対策に必要な資材等のことである。
- 3 備蓄の形態は、現物備蓄に限られない。市町の実情に応じて、その市町内の施設における現物備蓄に加えて、流通備蓄（事業者と協定を締結し災害時に必要な物資を要請に応じて可能な範囲で速やかに供給してもらう方法）も可能である。

#### 【第21条（避難計画の策定等）関係】

（避難計画の策定等）

第21条 市町は、災害に備えて、あらかじめ、避難場所、避難所、避難経路等について定めた避難計画を策定するよう努めるものとする。

- 2 市町は、前項の避難計画の策定に当たっては、福祉避難所（通常の避難所においては生活が困難な災害時要援護者を受け入れるための設備等を整えた避難所をいう。）を指定するよう努めるものとする。
- 3 市町は、避難場所への誘導のための標識の設置その他円滑な避難に資するための措置を行うよう努めるものとする。
- 4 市町は、避難所の運営における女性の参画を促進し、避難所の運営が男女双方の意向に配慮したものとなるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、第1項で、避難計画の策定を、第2項で、福祉避難所の指定を、第3項で、避難場所への誘導標識の設置等を、第4項で、避難所運営への女性の参画を、それぞれ市町の基本的な施策として定めたものである。

#### 【解説】

- 1 避難計画の策定については、市町村地域防災計画において定めることとなっており、本条例においても、避難計画の策定を市町の基本的な施策の1つとして規定している。  
避難計画に定める内容としては、避難勧告・避難指示の基準の設定、伝達方法、避難方法、避難所の開設等がある。

21-1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（市町村地域防災計画）

第42条 〔略〕

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 〔略〕

(2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

(3) 〔略〕

3～6 〔略〕

21-2 長崎県地域防災計画・基本計画編（平成24年6月修正）（抄）

第3編 災害応急対策計画

第10章 救助計画

第2節 避難計画

4 避難所の設置

(1) 設置場所の設定

市町長は、管内の地域別に、予想される災害に応じた避難措置に必要な事項について、関係機関と協議のうえ、市町防災計画に定めておくと共に関係住民に対し周知徹底を図るものとする。

ア 避難所は、公、私立の学校、公会堂、公民館、神社社務所、寺院本堂、旅館、工場、倉庫等の、既存の建物を応急的に整備して使用する。災害の場所及び程度により適当な施設を得難いときは、野外に仮小屋を設置するか天幕により収容を行う。

なお、設置時には、災害時要援護者への対応や、男女のニーズの違い等にも留意する。

イ 災害の状況により、予定した避難場所が使用できないとき、又は災害が激甚で当該市町内に避難所を設置することが困難なときは、当該市町長は、知事又は隣接市町長と協議し避難所の設定又は被害者の収容について所要の処置を講ずる。

ウ 〔略〕

(2) 避難所に収容するものの範囲

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ 現に災害を受け、速やかに避難しなければならない者

ウ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(3) 避難の事前準備と留意事項 〔略〕

2 「避難場所」については、第15条の解説3参照のこと。

3 「避難所」とは、災害対策基本法第86条の2第1項第1号に規定する避難所のこと、災害によって自宅から避難して生活せざるを得なくなった者が一定期間過ごす施設のことである。

20-3 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（避難所等に関する特例）

第86条の2 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る次に掲げる施設（以下この条において「避難所等」という。）が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする

る。

(1) 避難所（避難のための立退きを行つた居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）

(2) 〔略〕

## 2・3 〔略〕

災害対策基本法に規定する「避難所」の定義は、同法第86条の2の改正が災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）附則第1条第2号の規定に基づき、同法の公布日（平成25年6月21日）から1年以内の範囲で施行されるため、その後は、同法に基づき新設される災害対策基本法第49条の7に規定されることになる。

4 福祉避難所の指定については、県地域防災計画にも記述されており、本条例によって取組がさらに進むことを期待している。

指定に当たっては、福祉避難所で受け入れることとなる災害時要援護者の状況を把握し、施設の安全性やバリアフリー化の状況などを検討することとなる。

なお、災害時要援護者への支援については、平成25年6月に改正された災害対策基本法において、市町村長による避難行動要支援者名簿の作成の義務等が追加されている。

### 21-4 長崎県地域防災計画・基本計画編（平成24年6月修正）（抄）

#### 第3編 災害応急対策計画

#### 第10章 救助計画

#### 第2節 避難計画

#### 5 福祉避難所の指定等

- (1) 市町長は、障害者等、一般の避難所での共同生活が難しい災害時要援護者のための福祉避難所の予定施設を予め指定する。
- (2) 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化など避難した災害時要援護者の生活に支障が少ないよう整備された施設とすることが望ましい。
- (3) 市町は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。
- (4) 市町は、一般の避難所に避難した該当する要援護者を速やかに把握し、福祉避難所に移送するものとする。

### 21-5 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（避難行動要支援者名簿の作成）

第49条の10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第1項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先

(6) 避難支援等を必要とする事由

(7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第49条の11 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(次項において「避難支援等関係者」という。)に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人(当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第49条の12 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第56条 [略]

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たつては、要配慮者が第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

災害対策基本法第49条の10から第49条の12までの規定は、災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成25年法律第54号)により追加されたもので、同法の公布日(平成25年6月21日)から1年以内の範囲で施行される。

5 第4項では、避難所の運営に女性の参画を促すよう規定している。

平成17年から国の防災基本計画や男女共同参画基本計画に、防災・復興の分野への男女共同参画が盛り込まれていたが、内閣府男女共同参画局の資料「男女共同参画の視点からの防災・復興の対応について～東日本大震災での被災者支援～」によれば、平常時における防災の検討や避難所運営等での意思決定に女性が参画していない事例や、震災によって性別による固定的な役割分担が強まった事例が見られたとのことである。

女性の参画については、県地域防災計画に記載はあるものの、本条例でも規定することによって、改めて男女双方の視点を考慮した防災対策が必要であることを確認し、万一災害が発生した場合に性別による固定的な役割分担が生じないようにしようとするものである。

なお、東日本大震災復興基本法第3条の規定に基づいて策定された「東日本大震災からの復興の基本方針」では、基本的考え方の( )で「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。」と規定された。

21-6 第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月22日）（抄）

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

4 防災における男女共同参画の推進

施策の基本的方向

被災時には、増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災（復興）の取組を進めるに当たっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。これら被災時や復興段階における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災（復興）体制を確立する。

21-7 長崎県地域防災計画・震災対策編（平成24年6月修正）（抄）

第3章 地震災害応急対策

第9節 避難活動

5 避難所の設置

避難所の運営は、公民館職員、施設管理者、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力のもとに、関係者が連携して運営体制を整備して行う。

運営方針の決定に女性の参画を促進し、男女両性のニーズを的確に反映した運営を行う。

21-8 東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）（抄）

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、21世紀半ばにおける日本のあるべき姿を示すとともに、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針（以下「東日本大震災復興基本方針」という。）を定め、これに基づき、東日本大震災からの復興に必要な別に法律で定める措置その他の措置を講ずる責務を有する。

21-9 東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部）（抄）

1 基本的考え方

( )男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する。

## 【第22条（医療救護体制の整備）関係】

（医療救護体制の整備）

第22条 市町は、災害に備えて、あらかじめ、災害時の医療救護活動（心のケアを含む。）に関する体制（以下「医療救護体制」という。）の整備を図るよう努めるものとする。

## 【趣旨】

本条は、医療救護体制の整備を市町の基本的な施策として定めたものである。

## 【解説】

- 1 「災害時の医療救護活動」とは、災害により医療機関が壊滅又は混乱して住民が医療や助産の方途を失った場合において、医療機関が整備・復旧されるまでの間、適切な医療や助産を応急的に行うことであり、また、多数の死傷者が発生した場合において、救急医療等の応急対策を行うことである。

22-1 長崎県地域防災計画・基本計画編（平成24年6月修正）（抄）  
第3編 災害応急対策計画  
第11章 保健衛生計画  
第1節 医療助産計画  
第17章 救急医療対策計画

- 2 長崎県医療計画では、各市町に対して、医療救護体制の整備として各郡市の医師会との間で「災害時の救護に関する協定」を締結することを求めている。

22-2 長崎県医療計画（平成25年3月）（抄）  
第2章 医療提供体制の構築  
第2節 5疾病・5事業及び在宅医療にかかる医療提供体制  
10 災害医療  
(1) 大規模災害医療  
**現状と課題**

災害時における初期医療は、被災市町が設置する医療救護所が担いますが、医療救護所における医療従事者（医師、看護師等）の確保のため、各市町においては、各郡市医師会との間で「災害時の救護に関する協定」を締結する必要があります。

- 3 「心のケア」とは、被災者に対する精神保健活動のことで、主な活動として、被災後の心理的反応に関する情報提供と教育、助言・指導、トラウマ反応等のある人たちのアセスメントとケア、通院中断した精神障害者のケア、被災後に存在が明らかとなった未治療精神障害者のアセスメントとケアの4つが挙げられる。

22-3 長崎県災害時こころのケア活動マニュアル2011（2011年9月）（抄）  
1. 災害時こころのケア活動の概要  
2. 主要業務

災害時こころのケア活動における主要業務は、以下に示した4つであり、精神科医や保健師などの精神保健の専門家の助言の元、地元の保健・医療機関が協働して実践するか、精神科医を含む精神保健の専門家で構成される医療・保健チームである「こころのケアチーム」を派遣して実践される。4つの業務は、被災直後の急性期から中期・長期のいずれの時期においても実施されるべきものであるが、その時期によって、その優先順位や活動の比重が異なってくる。

(a) 被災後の心理的反応に関する情報提供と教育、助言・指導  
(b) トラウマ反応等のある人たちのアセスメントとケア  
(c) 通院中断した精神障害者のケア  
(d) 被災後、存在が明らかとなった未治療精神障害者のアセスメントとケア

- 4 本条においては口腔ケアについて明記していないが、歯科口腔保健の推進に関する法律第12条第1項の規定に基づき策定された「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」において、「災害発生時には、避難生活等における口腔内の不衛生等により生じる誤嚥性肺炎の発生等の二次的な健康被害を予防することが重要である。」と記載されており、医療救護体制の整備に当たって、口腔ケアに関する体制についても整備を図っていくことが求められている。

22-4 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）（抄）

（歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等）

第12条 厚生労働大臣は、第7条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2～4 〔略〕

22-5 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（平成24年厚生労働省告示第438号）（抄）

第五 その他歯科口腔保健の推進に関する重要事項

一・二 〔略〕

三 歯科口腔保健を担う者の連携及び協力に関する事項

地方公共団体においては、歯科口腔保健を担当する地方公共団体の職員だけでなく、歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士、医師、保健師、助産師、看護師、薬剤師、言語聴覚士、管理栄養士、栄養士、地域保健担当者、学校保健担当者、介護職員等の歯科口腔保健を担う全ての者が情報を共有して連携・協力する体制の確保・整備に努める必要がある。

〔中略〕

なお、災害発生時には、避難生活等における口腔内の不衛生等により生じる誤嚥性肺炎の発症等の二次的な健康被害を予防することが重要である。平時から、国民や歯科口腔保健を担う者に対して、災害時における歯科口腔保健の保持の重要性について普及啓発活動を行う等により、災害発生時に、速やかに被災者への対応が行える体制を整備することが望ましい。

#### 【第23条（市町の業務継続計画）関係】

（市町の業務継続計画）

第23条 市町は、あらかじめ、大規模災害時の限られた人員、物資等を基に、災害応急対策に係る業務及び優先度が高い通常業務を災害が発生した直後から適切に実施できるようにするために必要な事項を定めた計画を策定するよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、業務継続計画の策定を市町の基本的な施策として定めたものである。

#### 【解説】

- 1 市町は、大規模災害が発生した場合においても、災害応急対策、災害復旧及び復興活動の主体として重要な役割を担うことになる一方で、継続して行わなければならない通常業務を抱えている。

また、過去の災害では庁舎の被災や停電等の事例も見受けられ、大規模災害時においても業務を適切に継続できる体制をあらかじめ整備しておくことが重要となっている。

そこで、本条では、この業務継続のための体制づくりの方法として、業務継続計画の策定に努めるよう規定している。

なお、策定に当たっては、内閣府（防災担当）から示されている「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説（平成22年4月）」が参考となる。

23-1 防災基本計画（平成24年9月 中央防災会議）（抄）

第2編 地震災害対策編

第1章 災害予防

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え

2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(7) 公的機関等の業務継続性の確保

国，地方公共団体等の防災関係機関は，災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため，災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから，業務継続計画の策定等により，業務継続性の確保を図るものとする。また，実効性ある業務継続体制を確保するため，必要な資源の継続的な確保，定期的な教育・訓練・点検等の実施，訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し，計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

- 2 「優先度が高い通常業務」とは、災害が発生し人員や物資が限られた状況にあっても継続又はできるだけ早期に再開すべき通常の業務のことである。災害応急対策に係る業務と併せて「非常時優先業務」と呼ばれる。